

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当（06-6630-3135）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園の増加使用の許可
概要	大阪市設霊園条例により、使用許可を受けた霊地に接する霊園の部分を、市長の許可を受けた場合に限り当該霊地とあわせて霊地として使用することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第3条第2項及び第11条 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第2条第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次の場合には許可を与えないことがある。 1. 公募をすることに支障がない霊園の部分である場合 2. その他管理上の支障がある場合 「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など、施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	随時
提出方法	霊園使用許可申請書、住所を証明する書類その他市長が必要と認める書類、すでに交付を受けている霊園使用許可証を許可を受ける霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。
手数料	手数料250円が必要となります。
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	